

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十一号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

- 一 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成二十六年三月奈良県条例第六十二号）第二条第二項
- 二 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十九年三月奈良県条例第五十三号）第四条第二号

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。